【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

資料番号: SA技-13-2 改0

2017年11月1日 日本原子力発電株式会社

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

	+V#-	/++-+v
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	東二は、規制要求の文言をその まま使用した。 (以下、記載方針の相違*1)
< 目 次 >	<目次>	
1.12.1 対応手段と設備の選定	1.12.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損	a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい	
傷時の対応手段及び設備	損傷時の対応手段及び設備	
(a) 大気への放射性物質の拡散抑制	(a) 大気への放射性物質の拡散抑制	
(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制	(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制	
b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備 (a) 初期対応における延焼防止処置 (b) 航空機燃料火災への泡消火	東二は,先行PWRの記載に倣い, 各項目毎に重大事故等対処設 備と自主対策設備を整理。柏崎 は,「c. 重大事故等対処設備と 自主対策設備」にて整理してい る。 (以下,記載方針の相違 ^{※2}) 東二は,表題を記載。
	(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	記載方針の相違**2
c. 重大事故等対処設備と自主対策設備 (a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制 (b) 航空機燃料火災への泡消火		記載方針の相違**2
d. 手順等	c. 手順等	
1.12.2 重大事故等時の手順	1.12.2 重大事故等発生時の手順	
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい		
損傷時の手順等	しい損傷時の手順等	
(1) 大気への放射性物質の拡散抑制	(1) 大気への放射性物質の拡散抑制	

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
a. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	a. 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	
b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる <mark>放射性物質漏えい箇所の絞り込み</mark>	b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果の確認	東二は, 本手順が自主対策であ
		ること及び本手順が実施でき
		ない場合でも原子炉建屋全体
		に放水することを考慮してい
		ることから, 放水開始後の拡散
		抑制効果確認のためにガンマ
		カメラ又はサーモカメラを使
		用する手順として整理。柏崎
		は,放水開始前に漏えい箇所を
		特定する手順として整理。
		(以下,設計方針の相違**1)
(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制	(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制	
a. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	a. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制	東二は、放射性物質吸着材を自
b. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制	b. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	主対策設備と整理しているこ
		とから、「汚濁防止膜による海
		洋への放射性物質の拡散抑制」
		を先に記載。柏崎は、どちらも
		重大事故等対処設備であり,
		「放射性物質吸着材による海
		洋への放射性物質の拡散抑制」
		を優先する(「汚濁防止膜によ
		る海洋への放射性物質の拡散
		抑制」は、汚濁防止膜の設置が
		可能な状況(大津波警報,津波
		警報が出ていない又は解除さ
		れた等) でなければ手順着手し
		ない) ことからこちらを先に記
		載。
		(以下,設計方針の相違*2)
c. 重大事故等時の対応手段の選択	(3) 重大事故等発生時の対応手段の選択	東二は,「1.12.2.1 炉心の著
		しい損傷及び原子炉格納容器
		の破損時又は使用済燃料プー
		ル内の燃料体等の著しい損傷
		時の手順等」における「重大事

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違 (記載方針の相違)

緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

:本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 故等発生時の対応手段の選択し として整理。柏崎は、「(2)海 洋への放射性物質の拡散抑制」 における「重大事故等時の対応 手段の選択」として整理。 (以下、記載方針の相違※3) 1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 (1) 初期対応における延焼防止処置 (1) 初期対応における延焼防止処置 a. 化学消防自動車単独又は大型化学高所放水車等による泡消火 a. 化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止 東二は、初期対応における延焼 処置 防止処置として, 化学消防自動 車、水槽付消防ポンプ自動車及 び泡消火薬剤容器 (消防車用) を整備。大型化学高所放水車等 は整備しない。 (以下,設計方針の相違※3) (2) 航空機燃料火災への泡消火 (2) 航空機燃料火災への対応 a. 大容量送水車 (原子炉建屋放水設備用), 放水砲, 泡原液搬送車及び泡原液混合装置による航 a. 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ 東二は、泡消火薬剤を容器に入 空機燃料火災への泡消火 用) による航空機燃料火災への泡消火 れた状態で整備。柏崎は、泡原 液搬送車を整備。 (以下,設計方針の相違※4) b. 重大事故等時の対応手段の選択 記載方針の相違**3 (3) 重大事故等発生時の対応手段の選択 1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順 1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順 添付資料 1.12.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 今回の比較表で柏崎は補正書 添付資料 1.12.2 自主対策設備仕様 使用となるため、添付資料に関 添付資料 1.12.3 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射性物質の拡散 しての記載は,目次及び本文中 の括弧書きのみとする。 抑制 添付資料 1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について 添付資料 1.12.5 放水砲の設置位置及び使用方法等について 添付資料 1.12.6 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による放水開始の判断基準のうち 「プラントの異常により、モニタリング・ポストの指示がオーダーレベルで上昇し た場合」について 添付資料 1.12.7 ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果の確認 添付資料 1.12.8 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	添付資料 1.12.9 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制	
	添付資料 1.12.10 化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)によ	
	る延焼防止処置	
	添付資料 1.12.11 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡混合器及び泡消火薬剤容器(大	
	型ポンプ用)による航空機燃料火災への泡消火	
	添付資料 1.12.12 放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について	
	添付資料 1.12.13 消火設備の消火性能について	
	添付資料 1.12. 14 手順のリンク先について	

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違;差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 記載方針の相違**1 【要求事項】 【要求事項】 1 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料 1 発電用原子炉設置者において、炉小の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料 体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要 体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要 な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 【解釈】 【解釈】 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置 又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。 a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場 a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場 合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順 合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順 等を整備すること。 等を整備すること。 b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。 b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷に至 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用溶燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここでは、三つた場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここで この設備を活用した手順等について説明する。 は、この設備を活用した手順等について説明する。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、大気への放射性物質の拡散抑制、放射性物質を

含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。

(a) 大気への放射性物質の拡散抑制

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異な 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

」: 本义十分に記載する固所

【 別 家 項 日 . 1.12 工物 寺 介 、		1 1 3 1 3 1 - 10 1/2 1 3 1 2 1 3 1
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1.12.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷 に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。発電所外へ放射性物質 の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。 また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、消 火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。	傷に至った場合において,原子炉建屋から発電所外へ放射性物質が拡散するおそれがある。原子 炉建屋から発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応手段と重大事故等対処設備を選 定する。	東二は、放射性物質の拡散元を 明記。
重大事故等対処設備のほかに,柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備 ^{※1} を選定する。	重大事故等対処設備の他に,柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備 ^{※1} を選定する。	
※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において 使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効 な設備。		
選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」という。)だけでなく、設置許可基準規則第五十五条及び技術基準規則第七十条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備、設計基準事故対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。	けでなく,「設置許可基準規則」第五十五条及び「技術基準規則」第七十条(以下「基準規則」	
(2) 対応手段と設備の選定の結果 審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等 対処設備及び自主対策設備を以下に示す。 なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を 第1.12.1 表に整理する。	対処設備及び自主対策設備を以下に示す。	
a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損 傷時の対応手段及び設備 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合,又は使用済燃料プール内	損傷時の対応手段及び設備	

(a) 大気への放射性物質の拡散抑制

使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は, 大気への放射性物質の拡

散抑制、放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 **炉心の著しい損傷** 原子炉格納容器の破損又は使用溶燃料プール内燃料体等の著しい損傷 重大事故等により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合、又 東二は、上記「a、炉心の著し に至った場合は、放水設備により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。 は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は、原子炉建屋放水設備 | い損傷及び原子炉格納容器の

により、大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。

破損時又は使用済燃料プール 内の燃料体等の著しい損傷時 の対応手段及び設備□項で「○ ○のおそれがある場合は、大気 への放射性物質の拡散抑制を 図る。」と宣言しているため、 記載を統一した。

東二は、関連設備と位置付ける

(以下、記載方針の相違※4)

設備は記載しない。

大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備(原子炉建屋放水設備)は以下のとおり。

- 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)
- ホース
- 放水砲
- 燃料補給設備
- ・ガンマカメラ
- ・サーモカメラ
- (b) 海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷 に至った場合において、原子炉建屋への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合 は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。

海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備(海洋拡散抑制設備)は以下のとおり。

- 放射性物質吸着材
- 汚濁防止膜
- 小型船舶 (汚濁防止膜設置用)

<参考:柏崎の当該簡所>

審査基準及び基準規則に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、大 容量送水車(原子炉建屋放水設備用),ホース,放水砲及び燃料補給設備は、いずれも重大事故等 対処設備と位置付ける。

海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、放射性物質吸着材、汚濁防止膜及び小型 船舶(汚濁防止膜設置用)は重大事故等対処設備と位置付ける。

大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。

・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)

- 放水砲
- ・ガンマカメラ ・サーモカメラ

(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制

重大事故等により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用 溶燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、原子炉建屋への放水により 放射性物質を含む汚染水が発生する場合は、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段があ る。

海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備は以下のとおり。

- 汚濁防止膜
- · 放射性物質吸着材

東二は、汚濁防止膜設置用の小 型船舶を使用しない。 (以下、設計方針の相違※5)

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

- 「(a) 大気への放射性物質の拡散抑制」に使用する設備のうち、可搬型代替注水大型ポ ンプ(放水用)及び放水砲は、重大事故等対処設備と位置づける。
- 「(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制」に使用する設備のうち, 汚濁防止膜は重大事故 等対処設備と位置づける。

記載方針の相違**3

記載方針の相違**4

設計方針の相違※2 設計方針の相違**5

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】 柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されてい

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違;差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

設計方針の相違※2

東二は、表題を記載。

設計方針の相違※3

備考

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されてい **5**-

東海第二

(添付資料 1.12.1)

以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能である。

また、<mark>ガンマカメラ、サーモカメラ及び</mark>放射性物質吸着材は、プラント状況によっては事 | 設計方針の相違**2

故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置づける。以下にその理由を示す。

・ガンマカメラ、サーモカメラ

これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではない が,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水す る際に、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出し、大気への放射性物質の拡 設計方針の相違*1 散抑制効果を確認する手段としては有効である。

• 放射性物質吸着材

放射性物質吸着剤を設置するために最短でも 15 時間程度要するが、放射性物質の吸 着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として 有効である。

b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備

(a) 初期対応における延焼防止処置

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、初期対応にお ける延焼防止処置により火災に対応する手段がある。

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、<mark>航空機燃料火</mark>

初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。

- 化学消防自動車
- ・水槽付消防ポンプ自動車
- 泡消火薬剤容器(消防車用)

消火栓(原水タンク)

(b) 航空機燃料火災への泡消火

災への泡消火により火災に対応する手段がある。

• 防火水槽

東二は, 手順で使用する淡水源 を主要設備と位置付けている ため記載。

(以下、記載方針の相違※5)

東二は、表題を記載。

<参考:柏崎の当該簡所>

以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以 下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

・ガンマカメラ

ろ-

・サーモカメラ

これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、原子炉建 屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を 検出する手段として有効である。

b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合, 初期対応におけ る延焼防止処置により、火災に対応する手段がある。

初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。

- 化学消防自動車
- ・水槽付消防ポンプ自動車
- 泡消火薬剤備蓄車
- 大型化学高所放水車

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合, 航空機燃料火災 の泡消火により火災に対応する手段がある。

8

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違;差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。 航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用) ・ 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) ホース 記載方針の相違**4 放水砲 放水砲 • 泡混合器 • 泡原液搬送車 ・ 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 設計方針の相違※4 • 泡原液混合装置 燃料補給設備 記載方針の相違※4 記載方針の相違※3 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 <参考:柏崎の当該箇所> 基準規則に要求される, 航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち, 大容量送水車(原子炉 航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、 建屋放水設備用)、ホース,放水砲、冷原液搬送車、冷原液混合装置及び燃料補給設備は,重大事故 放水砲、泡湿合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)は、重大事故等対処設備と位置づけ 記載方針の相違※4 等対処設備と位置付ける。 設計方針の相違※4 これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。 これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されてい る。 (添付資料 1, 12, 1) <参考:柏崎の当該箇所> 以上の重大事故等対処設備により原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料 以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能であることから、以下の設備 火災時の対応が可能である。 は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 また, 化学消防自動車, 水槽付消防ポンプ自動車, 泡消火薬剤容器(消防車用), 消火栓 | 設計方針の相違**3 • 化学消防自動車 (原水タンク)及び防火水槽は、プラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、 記載方針の相違^{※5} ・水槽付消防ポンプ自動車 自主対策設備と位置づける。以下にその理由を示す。 泡消火薬剤備蓄車 大型化学高所放水車 ・化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用) これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ない^{※1}た これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないため、同等の放水 め、十分な放水効果は得られにくいが、早期に消火活動が可能となる化学消防自動車、 東二は、対応手段を記載。 効果は得られにくいが、早期に消火活動が可能であり、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及 水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による初期対応を、航空機燃 び建屋への延焼拡大防止の手段として有効である。 料の飛散によるアクセスルート及び建屋への延焼防止に使用する手段としては有効で ある。 ・消火栓 (原水タンク), 防火水槽 記載方針の相違※5 これらの設備については、耐震SクラスではなくSS機能維持を担保できないが、初 期対応における延焼防止処置の水源として使用する手段としては有効である。 ※1 空港に配備されるべき防災レベル等について記載されている、国際民間航空機関 東ニは、放水量が少ない説明を

(ICAO) 発行の空港業務マニュアル (第1部) (以下,「空港業務マニュアル」 記載。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	という。) では、離発着機の大きさにより空港カテゴリーが定められている。航空機燃料火災への対応としては、空港業務マニュアルで最大となるカテゴリー10 を適用する。また、使用する泡消火薬剤が性能レベルBであることから、必要放水流量は672m ³ /hである。これに対し、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による初期対応での放水流量は40.2m ³ /hである。	
重大事故等対処設備と自主対策設備		記載方針の相違**3
(a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制		(内容の比較は、比較表ペー
審査基準及び基準規則に要求される、大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のう		7~9で実施。)
ち、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、ホース、放水砲及び燃料補給設備は、いずれ		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
も重大事故等対処設備と位置付ける。		
海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、放射性物質吸着材、汚濁防止膜及		
び小型船舶(汚濁防止膜設置用)は重大事故等対処設備と位置付ける。		
以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であること		
から、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。		
・ガンマカメラ		
・サーモカメラ		
これらの設備については,大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが,原		
子炉建屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏えいする放射		
性物質や熱を検出する手段として有効である。		
(b) 航空機燃料火災への泡消火		
基準規則に要求される,航空機燃料火災への泡消火に使用する設備のうち,大容量送水車		
(原子炉建屋放水設備用), ホース,放水砲, 泡原液搬送車, 泡原液混合装置及び燃料補給設		
備は、重大事故等対処設備と位置付ける。		
以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能であることから、以下		
の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。		
・化学消防自動車		
・水槽付消防ポンプ自動車		
• 泡消火薬剤備蓄車		
・大型化学高所放水車		
これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水量が少ないため、同等		
の放水効果は得られにくいが、早期に消火活動が可能であり、航空機燃料の飛散によるアク		
セスルート及び建屋への延焼拡大防止の手段として有効である。		

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異な 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

| 三<u>虚りつふし</u>: 9月22日からの変更点 | : 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
d. 手順等 上記の a., b.及び c.により選定した対応手段に係る手順を整備する。これらの手順は、 緊急時対策要員の対応として、多様なハザード対応手順に定める(第 1.12.1 表)。	c. 手順等 上記の「a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備」及び「b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。これらの手順は,重大事故等対応要員の対応として,「重大事故等対策要領」及び自衛消防隊の対応として,「防火管理要領」に定める(第 1.12—1 表)。	また,柏崎の c. 項に記載されている内容は,東二では, a . 項
また,重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する(第 1.12.2 表)。	また,事故時に監視が必要となる計器及び事故時に給電が必要となる設備についても整理する(第 1.12 <mark>-</mark> 2 表,第 1.12 <mark>-</mark> 3 表)。	東二は,事故時に給電が必要となる設備についても整理した。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
1.12.2 重大事故等時の手順	1.12.2 重大事故等発生時の手順	
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい	1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著	
損傷時の手順等	しい損傷時の手順等	
(1) 大気への放射性物質の拡散抑制	(1) 大気への放射性物質の拡散抑制	
a. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制	
炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の破損を防止するため,格納	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を防止するため、格納容	
容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却	器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却によ	
による原子炉格納容器の減圧及び除熱させる手段がある。	る原子炉格納容器内の減圧及び除熱させる手段がある。	
また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に	また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低	
低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、燃料プールス	下し、使用済燃料プールの水位が維持できない場合は、可搬型又は常設スプレイヘッダから使	
プレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。	用済燃料プールにスプレイすることで燃料損傷を緩和する手段がある。	
しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、	しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、	
大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気へ	可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への	
の放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。	放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 判断基準	東二は、「手順着手の判断基準」
	i)手順着手の判断基準	と「放水開始の判断基準」を最
		初に記載するためこのような
		章立てとした。
		(以下,記載方針の相違※6)
以下のいずれかが該当する場合とする。	以下のいずれかが該当する場合	
・炉心損傷を判断した場合**1 において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への	・炉心損傷を判断※1 した場合において、原子炉注水を高圧代替注水系系統流量、低圧	東二は、「あらゆる注水手段」
注水が確認できない場合	代替注水系原子炉注水流量等により確認できない場合	を具体的に記載した。
・使用済燃料プール水位が低下した場合において、あらゆる注水手段を講じても水位低下	・使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プールスプレイが実	東二は,「あらゆる注水手段」
が継続する場合	施できない場合,又は使用済燃料プールスプレイを実施しても水位が維持できない	を具体的に記載した。
	場合	
・大型航空機の衝突等,原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合	・大型航空機の衝突など,原子炉建屋外観で大きな損傷を確認した場合	
※1:格納容器内雰囲気放射線レベル(CAMS)で原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計	※1 格納容器雰囲気放射線モニタのγ線線量率が、設計基準事故における原子炉	東二は,γ線線量率の基準とな
基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線	冷却材喪失時の追加放出量に相当する指示値の10倍以上となった場合、又は	, ,
レベル(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場	格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で	した。
合。	300℃以上を確認した場合。	-

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

②緊急時対策本部は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への放

射性物質の拡散抑制の準備開始を緊急時対策要員に指示する。

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	ii)放水開始の判断基準	記載方針の相違**6
<参考: 柏崎の当該箇所> ・原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合	以下のいずれかが該当する場合 ・原子炉格納容器への注水及びスプレイが低圧代替注水系格納容器スプレイ流量,低 圧代替注水系格納容器下部注水流量により確認できず,ドライウェル圧力,サプレ ッション・チェンバ圧力の上昇が確認され,原子炉格納容器の破損のおそれがある と判断した場合	東二は、「あらゆる注水手段」 を具体的に記載し、「原子炉格 納容器破損のおそれ」を判断す るパラメータを記載した。
・原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、格納容器圧力逃がし装置で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋トップベントを開放する場合	・原子炉建屋水素濃度が 2vo1%に到達した場合,原子炉格納容器内の水素排出のため 格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベントによる水素排出ができず,原子 炉建屋水素濃度の上昇が継続することにより, ブローアウトパネル を開放する場合	る水素排出ができない場合に,
・燃料プール代替注水系(可搬型)による燃料プールスプレイができない場合	・代替燃料プール注水系による使用済燃料プールスプレイが実施できない場合、又は 使用済燃料プールスプレイを実施しても水位が維持できない場合	東二は、使用済燃料プールスプレイが実施できても、使用済燃料プールの水位が維持できない場合は放水必要と判断する。
・プラントの異常により、モニタリング・ポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合	・プラントの異常により、モニタリング・ポストの指示がオーダーレベルで上昇した 場合	
(b) 操作手順 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用), 放水砲による大気への放射性物質の拡散を抑制 する手順の概要は以下のとおり。手順の概要図を第1.12.1 図に,タイムチャートを第1.12.2 図に,ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12.3 図に示す。 ①当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,当直長を経由して,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備を緊急時対策本部に依頼する。	(b) 操作手順 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を 行う手順の概要は以下のとおり。手順の <mark>概要図</mark> を第1.12-1図に,タイムチャートを第1.12-2図に,ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-3図に示す。 ① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき,可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備を災害対策本部長に依頼する。	

② 災害対策本部長は、可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への

放射性物質の拡散抑制の準備開始を重大事故等対応要員に指示する。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)	東海第二	備考
③緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を 海水取水 箇所周辺に設置する。	③ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を海水取水箇所(SA 用海水ピット)周辺に設置する。	東二は、本手順で想定してい 海水取水箇所を具体的に記載 した。 (以下、記載方針の相違 ^{※7})
 ①緊急時対策要員は、ホースを取水ポンプに接続後、取水ポンプを取水箇所へ設置し、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)吸込口にホースを接続する。 ⑤緊急時対策要員は、放水砲を設置し、ホースの運搬、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)から放水砲までのホース敷設を行い、放水砲にホースを接続する。 ⑥緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)取水ポンプを起動し、水張りを行う。 	 ④ 重大事故等対応要員は、ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを海水取水箇所へ設置し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)吸込口にホースを接続する。 ⑤ 重大事故等対応要員は、放水砲を設置し、ホースの運搬、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)から放水砲までのホース敷設を行い、放水砲にホースを接続する。 ⑥ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行った後に、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を待機状態(アイドリング状態)にする。 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
⑦緊急時対策要員は,放水砲噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に 向けて調整し,準備完了を緊急時対策本部に報告する。	② 重大事故等対応要員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋破損口等の放射性物質放出 箇所に向けて調整し、準備完了を災害対策本部長に報告する。③ 災害対策本部長は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への 放射性物質の拡散抑制の準備完了について発電長に報告する。	東二は、準備完了の報告を発行 長に実施する旨を記載した。
 ⑧当直副長は、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下の状況であると判断した場合は、当直長を経由して、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制実施を緊急時対策本部に依頼する。 ・原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合 ・原子炉格納容器からの異常な漏えいにより、格納容器圧力逃がし装置で原子炉格納容器の減圧及び除熱をしているものの、原子炉建屋内の水素濃度が低下しないことにより原子炉建屋トップベントを開放する場合 ・燃料プール代替注水系(可搬型)による燃料プールスプレイができない場合 ・プラントの異常により、モニタリング・ポストの指示がオーダーレベルで上昇した場合 	③ 発電長は、放水開始の判断基準に基づき、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の開始を災害対策本部長に依頼する。	設計方針の相違 ^{※6} 記載方針の相違 ^{※6} (内容の比較は、比較表ペー: 13 で実施。)
⑨緊急時対策本部は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の実施を緊急時対策要員に指示する。	⑩ 災害対策本部長は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への 放射性物質の拡散抑制の開始を重大事故等対応要員に指示する。	

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】 柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

title -lee
借老

- ⑩緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の送水ポンプを起動し、放 水砲により原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出筒所へ海水の放水を開始し、緊急時 対策本部に報告する。
- ⑪緊急時対策本部は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への放 射性物質の拡散抑制開始について、当直長を経由して当直副長に報告する。
- (2)緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の運転状態を継続監視し、 定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。(燃料を給油しない 場合,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)は約2時間の運転が可能)
- (c) 操作の成立性

上記(b) の現場対応は、準備段階では緊急時対策要員8名(水張りは5名)にて実施し、

所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる7号炉南側からのルー トを優先的に選択することで、手順着手から約 130 分(7 号炉の場合、6 号炉の場合は約 160 分) で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。(ホース敷設 距離が長くなる 5 号炉北側からのルートでホースを敷設した場合は、約 190 分で大気への 放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。)

円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。作 業環境の周囲温度は外気温と同程度である。ホース等の取り付けについては速やかに作業が できるように大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の保管場所に使用工具及びホースを配 備する。

緊急時対策本部からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡散抑制を開始する。緊急時 対策要員5名にて実施し、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への 放射性物質の拡散抑制の実施指示から10分で放水することが可能である。

⑩ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を操作(昇圧)し、放 設計方針の相違*7 水砲により原子炉建屋破損口等の放射性物質放出筒所へ海水の放水を開始し、災害対策 本部長に報告する。

東海第二

- ⑩ 災害対策本部長は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への 放射性物質の拡散抑制開始について発電長に報告する。
- ③ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の運転状態を継続監視 し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。(燃料を給油し ない場合、可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) は約3.5時間の運転が可能)

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は準備段階では重大事故等対応要員8名(可搬型代替注水大型ポンプ(放 東二は、訓練実績より、指揮者 水用)の起動、ホースの水張り及び空気抜きは4名)にて実施する。

作業は災害対策本部長の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから可 東二は、本文に記載する時間 搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備 は、想定する最長時間を記載す 完了まで 210 分以内 (ホース敷設距離が最長となるルートでホースを敷設した場合) と想定 ろことで統一した。柏崎は、想 する。

円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し、防護具、可搬型照明、 通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。ホース等の取付けに「「等」は保護具や工具類を示 ついては速やかに作業ができるように可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の保管場所に使しす。 用工具及びホースを配備する。

大気への放射性物質の拡散抑制は、災害対策本部長からの指示を受けた、重大事故等対応 要員4名にて実施し、作業開始を判断してから210分以降(ホース敷設距離が最長となるル | 設計方針の相違**8 ートでホースを敷設した場合)に放水可能と想定する。

設計方針の相違**6

設備性能 (燃料タンク容量) の 相違

1 名、可搬型代替注水大型ポン プ(放水用) 操作者1名、放水 砲操作者1名,放水砲操作補助 者1名の計4名で実施する。 (以下、設計方針の相違※8)

定される最短時間を記載し、括 弧書きで最長時間を記載して いる。

(以下、記載方針の相違※8)

設計方針の相違※7の通り,東二 は、拡散抑制開始を指示されれ ば即座に放水可能となる。柏崎 は、大容量送水車(原子炉建屋

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 放水設備用) から放水砲までの 水張り、空気抜きを実施するた め10分を追加している。 放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天 放水砲は可搬型設備のため任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候 候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物 状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋破損口等の放射性物質放 質の放出箇所に向けて放水する。なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から 出箇所に向けて放水を実施する。原子炉建屋破損口等の放射性物質放出箇所が確認できない 設計方針の相違*1 漏えいする放射性物質や熱を給出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカ 場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。 メラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原 子炉建屋の中心に向けて放水する。 放水砲の放射方法としては、<mark>噴射ノズルを調整することで</mark>直状放射<mark>と</mark>噴霧放射の切替えが 放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整で 可能であり、直状放射はより遠くまで放水できるが、噴霧放射は直状放射よりも、より細か き、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、暗霧状とすると直線状よりも 放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。 い水滴径が期待できる。 微粒子状の放射性物質の粒子径は、0.1μm~0.5μmと考えられ、この粒子径の微粒子の水 東二は、噴霧状とすると直線状 適による除去機構は、水滴と微粒子の慣性衝突作用(水滴径 0.3mm a 前後で最も衝突作用が よりも放射性物質の拡散抑制 大きくなる)によるものであり、噴霧放射を活用することで、その衝突作用に期待できるこ 効果が期待できる理由を記載。 とから、直状放射よりも噴霧放射のほうが放射性物質の抑制効果がある。従って、なるべく 暗霧放射を使用する。 また、直線状で放射する場合も到達点では、噴霧状になっているため放射性物質の拡散抑 ただし、直状放射の場合も、到達点では霧状になっているため放射性物質の抑制効果はあ 制効果がある。 また、水滴と微粒子の相対速度を大きくし、水の流量を大きくすることでも、除去効果の 東二は、水の流量を大きくする 増大が期待できる。 ことでも放射性物質除去効果 を増大させることができる旨 の説明を記載した。 なお,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲の準備にあたり,プラント状況や なお、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲の準備にあたり、プラント状況や 周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作 周辺の現場状況、ホースの敷設時間などを考慮し、複数あるホース敷設ルートから全対応の 業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。 また、大気への放射性物質の拡散抑制手順着手は、炉心損傷又は使用済燃料プールの水位 東二は、要員の被ばくについ 低下の兆候を確認した場合としている。重大事故等対応要員は、過剰被ばく防止の観点から て、現場環境等の説明を記載し 現場環境を考慮し、適切な放射線防護具を装備する。 (添付資料 1. 12. 3, 1. 12. 4, 1. 12. 5<mark>, 1. 12. 6</mark>) b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果の確認 b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み 設計方針の相違**1 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制にて 設計方針の相違**1 原子炉建屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から放出される放 原子炉建屋に海水を放水するが、原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい程度を把握す 射性物質の漏えい箇所を把握し、大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするた

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

(添付資料 1.12.7)

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 ることにより、大気への放射性物質の拡散抑制効果を確認するため、ガンマカメラ又はサーモ め、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し、放射性物質漏えい箇所を カメラにより放射性物質や熱を検出し、大気への放射性物質の拡散抑制効果を確認する手順を 絞り込む手順を整備する。 整備する。 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を 行う手順の着手を判断した場合において、放射性物質の漏えい箇所が原子炉建屋外観上で判 射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合(可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)
設計方針の相違*1 及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を開始した後に実施する) 断できない場合。 (b) 操作手順 (b) 操作手順 ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果を確認する手 | 設計方針の相違**1 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は 以下のとおり。また、手順の概要図を第1.12.4 図、タイムチャートを第1.12.5 図に示す。 順の概要は以下の通り。また、手順の概要図を第 1.12-4 図に、タイムチャートを第 1.12 -2 図に示す。 ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へガンマカメ ①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員へガンマカメラ又は ラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果を確認する作業の開始 設計方針の相違*1 サーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。 を指示する。 ②緊急時対策要員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子炉建屋が視認できる場所に運 ② 重大事故等対応要量は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子炉建屋が視認できる場 所に設置する。 搬する。 ③緊急時対策要員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより<mark>放射性物質の漏えい箇所を絞</mark> ③ 重大事故等対応要員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質の漏えい程 設計方針の相違**1 度を確認する。 り込まれ ④ 重大事故等対応要員は、大気への放射性物質の拡散抑制効果を災害対策本部長に報告 東二は,確認結果の報告を災害 する。 対策本部長に実施する旨を記 載した。 (c) 操作の成立性 (c) 操作の成立性 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、緊急時対策要員 2 上記の現場対応は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射 設計方針の相違*1 名の体制である。 性物質の拡散抑制にて放水作業に対応している重大事故等対応要員2名にて実施する。 作業は、災害対策本部長の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから 作業は、緊急時対策本部の指示に従い対応することとしており、ガンマカメラ又はサーモ カメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み手順着手から約60分で絞り込み作業を開始 ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気への放射性物質の拡散抑制効果を確認する準備 完了まで225分以内(大気への放射性物質の拡散抑制開始から15分以内)と想定する。 することとしている。 円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し、防護具、可搬型照明、

通信設備等を整備する。

(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制

17

(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

用が不要。

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 <参考:柏崎の当該簡所> a. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制 設計方針の相違※2 b. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制 炉小の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において, 原子炉建屋から直接 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料 東二は、大気への放射性物質の 拡散抑制を開始する条件を正 放射性物質が拡散する場合を想定し、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲によ 体等の著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への 確に記載した。 り原子炉建屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。 放射性物質の拡散を抑制するが、放水することで放射性物質を含む汚染水が発生する。 放射性物質を含む汚染水は構内排水路を通って放水口から海へ流れ込むため、汚濁防止膜 放射性物質を含む汚染水は原子炉建屋周辺を取り囲む地上部の一般排水路で集水され、地下「排水経路の相違 を設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。 埋設の一般排水路を通って雨水排水路集水桝又は放水路から海へ流れ込むため、汚濁防止膜を 設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。 汚濁防止膜は、雨水排水路集水桝-1~9及び放水路-A~Cの計 12 箇所に設置するが、 設計方針の相違※5 小型船舶(汚濁防止膜設置用)を用いて、取水口3箇所、放水口1箇所の合計4箇所に 放水した汚染水が直接流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~Cの4箇所を優先的に 排水経路の相違による設置箇 汚濁防止膜を設置する。設置に当たっては、放水した汚染水が海洋に流れ込むルートにある 設置し、その後、残り8箇所の雨水排水路集水桝に設置する。 所の相違。 放水口1 箇所を優先する。 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放 │ 設計方針の相違※2 放射性物質吸着材の設置作業が完了した後において、汚濁防止膜の設置が可能な状況 (大津波警報、津波警報が出ていない又は解除された等)である場合。 射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合 (b) 操作手順 (b) 操作手順 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。ま 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。ま た、汚濁防止膜の設置位置図を第 1. 12-5 図に、タイムチャートを第 1. 12-2 図に、汚濁防 東二は、汚濁防止膜の設置手順 た, 汚濁防止膜の設置位置図を第1.12.8 図に, タイムチャートを第1.12.9 図に示す。 止膜設置手順の概要図を第 1.12<mark>-6</mark> 図に示す。 が複雑なので、補足説明用の概 要図を作成した。 ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ汚濁防止膜 ①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員へ汚濁防止膜の設 設置開始を指示する。 置開始を指示する。 ② 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜を設置箇所付近へ運搬する。 東二は、「付属資機材」は汚濁 ②緊急時対策要員は、汚濁防止膜と付属資機材及び海上作業に必要な小型船舶(汚濁防 防止膜に含んでいると整理し 止膜設置用)を設置位置背面に運搬する。 設計方針の相違※5 東二は、1箇所で必要となる汚 ③緊急時対策要員は、汚濁防止膜をシャックル及び、接続ロープ等で必要本数を連結さ 濁防止膜の長さが短く, 連結作 せる。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違;差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

備考

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

- ④緊急時対策要員は、汚濁防止膜の両端部に固定用ロープを取り付け、連結させた汚濁 防止膜を順次、護岸から海面に投入し、片方の固定用ロープを護岸沿いに引き、汚濁 防止膜を所定の位置に配置する。
- ⑤その際,緊急時対策要員は、小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用し、汚濁防止膜が 水面上で支障物等に絡まないよう調整する。
- ⑥緊急時対策要員は、汚濁防止膜配置後、両端部の固定用ロープを護岸の所定の箇所へ
- (7)緊急時対策要員は、小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用し、汚濁防止膜のカーテン 部を結束していたロープを切断し、カーテン部を開放する。
- (8)緊急時対策要員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により 2 重目の汚濁防止 膜を設置する。

(c) 操作の成立性

汚濁防止膜の設置は、北放水口への 1 重目の汚濁防止膜の設置を緊急時対策要員 6 名 で実施する。

その後の汚濁防止膜の設置については、積込み・運搬を緊急時対策要員 6 名、設置を 緊急時対策要員7名,合計13名で実施する。

汚濁防止膜の設置作業は、北放水口(1箇所)の設置を約190分、その後の取水口(3 箇所) への設置を約24 時間で行うこととしている。それぞれ1 重目の汚濁防止膜の設置 完了後,緊急時対策本部の指示により,2 重目の汚濁防止膜を設置する。

円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。

③ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜の両端部に固定用ロープを取り付け、他端を所定 | 設置箇所の形状、長さ等の違い の箇所に固定する。合わせて、汚濁防止膜のフロート部を設置位置上部のグレーチング」による設置手順の相違。 等にロープで固縛し、雨水排水路集水桝等内に吊り下げる。

東海第二

- ④ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜のカーテン部を結束していたロープを外し、カー テン部を開放する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜両端部の固定用ロープを保持しながらフロート部 を固縛していたロープを解き、その後、固定用ロープを繰り出すことにより雨水排水路 集水桝等の所定の筒所へ設置する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により 2 重目の汚濁防 止膜を設置する。
- ⑦ 重大事故等対応要員は、次の設置箇所付近へ汚濁防止膜を運搬し、上記②~⑥の作業 | 東二は、計12 箇所の設置箇所 を繰り返すことにより、雨水排水路集水桝 $-1 \sim 9$ 及び放水路 $-A \sim C$ の計 12 箇所に | 全てに汚濁防止膜を設置する ついて、汚濁防止膜を2重に設置する。

(放水した汚染水が直接流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~Cの4 箇所 本部長へ報告する事を手順と を優先的に設置する。)

(8) 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制開始につい て、災害対策本部長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は、最初の1箇所(雨水排水路集水桝-8)を重大事故等対応要員5名に 作業体制(要員数),作業環境 て実施する。次の3箇所(放水路-A~C)については、可搬型代替注水大型ポンプ(放水 の相違。 用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の現場対応にて、放水砲設置、ホース 敷設準備作業完了後に重大事故等対応要員2名が合流し、重大事故等対応要員7名にて実施 する。残る8箇所(雨水排水路集水桝-1~7,9)については、可搬型代替注水大型ポン プ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の現場対応にて、ホース敷設 作業完了後に重大事故等対応要員2名が合流し、重大事故等対応要員9名にて実施する。

作業は災害対策本部長の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから、 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制開始まで 6 時間以内(2 重)と想定する。 (放水した汚染水が直接流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~Cの4箇所にて、 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制開始までは190分以内(2重)と想定する。)

円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し、防護具、可搬型照明、 通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。

事及び作業完了後に災害対策 して整備した。

東二は、汚濁防止膜は2重設置 が基本スタイルなので、2 重設 置に要する時間を記載。柏崎は 1 重設置の時間を記載。

東二は,他手順と記載の統一を 図った。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

さらに、積み込み、運搬等にユニック車を使用することで重量物である汚濁防止膜を効 率的に運搬でき、また、海上作業では小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用することで汚 濁防止膜の展開作業が容易となり、作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。

a. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合は, 原子炉建屋から直接放射性物 質が拡散する場合を想定し、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲により原子炉建 屋に海水を放水する場合は、放射性物質を含む汚染水が発生する。

防潮堤内側の合計6 箇所に放射性物質吸着材を設置することにより,海洋への放射性物質の 拡散を抑制する手順を整備する。設置に当たっては、放水した汚染水が流れ込む6 号及び7 号 炉近傍の構内雨水排水路の集水桝2 筒所を優先する。

(a) 手順着手の判断基準

大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を 行う手順の着手を判断した場合。

(b) 操作手順

放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとお り。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第1.12.6 図に、タイムチャートを第1.12.7 図 に示す。

- ①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員へ放射性物質吸着材 の設置開始を指示する。
- ②緊急時対策要員は,放射性物質吸着材を,設置位置近傍まで運搬する。

東海第二

備考

更に、積込み、運搬等に

汚濁防止膜運搬車を使用することで、複数の汚濁防止膜を効率的

・東二は、1本の汚濁防止膜重量 に運搬できる。

は軽いが、本数が多い。 柏崎は、 汚濁防止膜の総量が多いこと から重量物と記載している。 設計方針の相違※5

(添付資料 1.12.8)

b. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料 東二は、大気への放射性物質の 体等の著しい損傷に至った場合は、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、 可機型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への一確に記載した。 放射性物質の拡散を抑制するが、放水することで放射性物質を含む汚染水が発生する。

放射性物質を含む汚染水は原子炉建屋周辺を取り囲む地上部の一般排水路で集水され、地下 東二は、排水経路の説明を記 埋設の一般排水路を通って雨水排水路集水桝から海へ流れ込むため、放射性物質吸着材を設置 載。 することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。

放射性物質吸着材は、雨水排水路集水桝<mark>-1~10</mark>の計10箇所に設置する。

(a) 手順着手の判断基準

重大事故等が発生し、可機型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放 記計方針の相違※2 射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合(汚濁防止膜による海洋への放射性物 質の拡散抑制を開始した後に実施する。)

(b) 操作手順

放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとお り。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第 1, 12<mark>-7</mark> 図に、タイムチャートを第 1, 12<mark>-</mark>2 図に示す。

- ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ放射性物質 吸着材の設置開始を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は、放射性物質吸着材を汚濁防止膜運搬車に積載し、設置簡所付 東二は、汚濁防止膜の設置が完

設計方針の相違**2

拡散抑制を開始する条件を正

東二は,放射性物質吸着材の設 置に関しては優先順位を設け ていないため、設置箇所数のみ を記載。柏崎は、優先順位があ るため、設置簡所数及び優先簡 所を記載。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
	近へ運搬する。	了し、空荷になった汚濁防止膜 運搬車に放射性物資吸着材を 積載する必要がある。
③緊急時対策要員は、放射性物質吸着材を設置する。(6 号及び 7 号炉に放水した汚染水が流れ込む 6 号及び 7 号炉近傍の構内雨水排水路の集水桝 2 箇所を優先的に設置する。)	③ 重大事故等対応要員は、放射性物質吸着材を所定の箇所に設置する。	東二は、放射性物質吸着材の設置に関しては優先順位を設けていないため、優先箇所の記載不要。
	 ④ 重大事故等対応要員は、次の設置箇所付近へ放射性物質吸着材を運搬し、同様の手順にて放射性物質吸着材を設置する。(雨水排水路集水桝-1~10の計10箇所に設置する。) ⑤ 重大事故等対応要員は、放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制開始について、災害対策本部長に報告する。 	全てに放射性物質吸着材を設 置する事及び作業完了後に災
(c) 操作の成立性 放射性物質吸着材の設置は, 緊急時対策要員 4 名の体制である。	(c) 操作の成立性 上記の現場対応は、重大事故等対応要員9名にて実施する。	作業体制(要員数)の相違。
設置作業は、緊急時対策本部の指示に従い対応することとしており、放射性物質吸着材を 放射性物質拡散抑制の手順着手から約 180 分で設置することとしている。(6 号及び 7 号炉 に放水した汚染水が流れ込む 6 号及び 7 号炉近傍の構内雨水排水路の集水桝 2 箇所へ放射 性物質吸着材を約 100 分で設置することとしている。)	作業は災害対策本部長の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから、 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制開始まで 21 時間以内と想定する。	東二は、放射性物質吸着材の設 置に関しては優先順位を設け ていないため、優先箇所の記載 不要。
円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。	円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し, 防護具, 可搬型照明, 通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。	東二は、他手順と記載の統一を 図った。
	更に,積込み,運搬等に <mark>汚濁防止膜運搬車</mark> を使用することで,重量物である放射性物質吸 着材を効率的に運搬できる。 (添付資料 1. 12. <mark>9</mark>)	東二は、他手順と記載の統一を図った。
b. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において,原子炉建屋から直接放 射性物質が拡散する場合を想定し,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲により原 子炉建屋に海水を放水する場合は,放射性物質を含む汚染水が発生する。 放射性物質を含む汚染水は構内排水路を通って放水口から海へ流れ込むため,汚濁防止膜を		設計方針の相違 ^{※2} (内容の比較は、比較表ページ 18~20 で実施。)

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
設置することで、海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。		
小型船舶(汚濁防止膜設置用)を用いて,取水口3 箇所,放水口1 箇所の合計4 箇所に汚		
濁防止膜を設置する。設置に当たっては、放水した汚染水が海洋に流れ込むルートにある放水		
口1 箇所を優先する。		
(a) 手順着手の判断基準		
放射性物質吸着材の設置作業が完了した後において、汚濁防止膜の設置が可能な状況(大		
津波警報,津波警報が出ていない又は解除された等)である場合。		
(b) 操作手順		
汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。ま		
た,汚濁防止膜の設置位置図を第1.12.8 図に,タイムチャートを第1.12.9 図に示す。		
①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員へ汚濁防止膜の設置		
開始を指示する。		
②緊急時対策要員は,汚濁防止膜と付属資機材及び海上作業に必要な小型船舶(汚濁防止		
膜設置用)を設置位置背面に運搬する。		
③緊急時対策要員は、汚濁防止膜をシャックル及び、接続ロープ等で必要本数を連結させ		
る。		
④緊急時対策要員は、汚濁防止膜の両端部に固定用ロープを取り付け、連結させた汚濁防		
止膜を順次、護岸から海面に投入し、片方の固定用ロープを護岸沿いに引き、汚濁防止		
膜を所定の位置に配置する。		
⑤その際,緊急時対策要員は,小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用し,汚濁防止膜が水		
面上で支障物等に絡まないよう調整する。		
⑥緊急時対策要員は,汚濁防止膜配置後,両端部の固定用ロープを護岸の所定の箇所へ固		
定する。		
⑦緊急時対策要員は、小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用し、汚濁防止膜のカーテン部		
を結束していたロープを切断し、カーテン部を開放する。		
⑧緊急時対策要員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順により2 重目の汚濁防止膜を 設置する。		
以担りる。		
(c) 操作の成立性		
汚濁防止膜の設置は、北放水口への 1 重目の汚濁防止膜の設置を緊急時対策要員 6 名で		
実施する。		
その後の汚濁防止膜の設置については,積込み・運搬を緊急時対策要員6名,設置を緊急		
時対策要員7名,合計13名で実施する。		
汚濁防止膜の設置作業は,北放水口(1 箇所)の設置を約 190 分,その後の取水口(3 箇		
所) への設置を約24時間で行うこととしている。それぞれ1重目の汚濁防止膜の設置完了		

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二	備考
後、緊急時対策本部の指示により、2 重目の汚濁防止膜を設置する。 円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。 さらに、積み込み、運搬等にユニック車を使用することで重量物である汚濁防止膜を効率 的に運搬でき、また、海上作業では小型船舶(汚濁防止膜設置用)を使用することで汚濁防 止膜の展開作業が容易となり、作業安全を確保するとともに作業時間の短縮を図る。		
c. 重大事故等時の対応手段の選択	(3) 重大事故等発生時の対応手段の選択	記載方針の相違 ^{**3}
炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において,大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲により原子炉建屋に海水を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため,放射性物質吸着材の設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。	発電所外への放射性物質の拡散抑制の対応では、大気への放射性物質の拡散を抑制するために、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲により原子炉建屋へ放水することにより、放射性物質を含む汚染水が発生するため、放水が必要と判断すれば、汚濁防止膜及び放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を開始する。	
海洋への放射性物質の拡散抑制手順の流れを第 1.12.10 図に示す。 放射性物質吸着材は,6 号及び 7 号炉に放水した汚染水が流れ込む 6 号及び 7 号炉近傍の 構内雨水排水路の集水桝 2 箇所を優先的に設置し,最終的に合計 6 箇所設置することで,海 洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第 1.12 — 8 図に示す。 汚濁防止膜は原子炉建屋に放水した汚染水が直接流れ込む雨水排水路集水桝 — 8 及び放水路 — A ~ C の 4 箇所を優先的に設置するが,最終的に合計 12 箇所に設置することで,海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	
その後、汚濁防止膜を設置するが、汚濁防止膜の設置が困難な状況(大津波警報、津波警報が出ている状況等)である場合、汚濁防止膜の設置が可能な状況になり次第、汚濁防止膜の設置を開始する。	その後, <mark>放射性物質吸着材</mark> を設置することで,更なる海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。	設計方針の相違*2 東二は、海洋への放射性物質の 拡散抑制作業を、全て防潮堤内 で実施するため記載不要。
また、放射性物質吸着材の設置作業と汚濁防止膜の設置作業を異なる要員で対応できる場合は、並行して作業を実施することが可能である。		東二は、対応可能要員が想定より多く確保できる場合は、重大 事故等対処設備である「汚濁防 止膜の設置」を優先させる方が 得策であると考えることから、 本記載は省略した。
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 (1) 初期対応における延焼防止処置	1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 (1) 初期対応における延焼防止処置	
a. 化学消防自動車単独又は大型化学高所放水車等による泡消火	a. 化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止 処置	設計方針の相違**3
原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において, 化学消防自動車単独, 又は, 化学消防自動車, 水槽付消防ポンプ自動車及び大型化学高所放水車によ	原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において, <mark>化学消</mark> 防自動車, 水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)により初期対応における	設計方針の相違 ^{※3}
り初期対応における泡消火を行う手順を整備する。使用可能な淡水源がある場合は、防火水槽 や消火栓(淡水タンク)、使用可能な淡水がなければ海水を使用する。	延焼防止処置を行う手順を整備する。水源は、消火栓(原水タンク)又は防火水槽を使用する。	東二は,防火水槽の容量が少ない(40m ³ /基)ことから,消火

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

④緊急時対策要員は、自衛消防隊が使用する大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を現場

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

設計方針の相違**3

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 栓 (原水タンク) を優先する。 また、海水取水筒所の地面から 海水面までの高さとポンプ吸 込み能力の関係から海水使用 は想定しない。 柏崎は、防火水 槽の容量が大きい(100m3/基) ことから, 防火水槽を優先す る。また、海水使用も想定して いる。 (以下、設計方針の相違※9) (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。 航空機燃料火災が発生した場合 (b) 操作手順 (b) 操作手順 化学消防自動車単独又は大型化学高所放水車等による泡消火を行う手順の概要は以下の 化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防 設計方針の相違*3 とおり。また、航空機燃料火災への対応の概要図を第 1.12.11 図に、タイムチャートを第 止処置を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を 第1.12-9 図に、タイムチャートを第1.12-10 図に、水利の配置図を第1.12-11 図に示す。 1.12.12 図に、水利の配置図を第1.12.13 図に示す。 ①自衛消防隊の消防隊長は、発電所敷地内において航空機衝突による火災を確認した場 ① 自衛消防隊の現場指揮者は、手順着手の判断基準に基づき、自衛消防隊員へ化学消防 合、現場の火災状況及び安全を確保した後、初期消火に必要な設備の準備を開始する。 自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処置 ・周辺の状況(けが人の有無、モニタリングの状況) の開始を指示する。 ・消火の水源に、防火水槽や消火栓(淡水タンク)を使用する場合は、水量が確保され ② 自衛消防隊は、放射線管理要員によるサーベイ結果、けが人の有無、水源の水量が確 使用できることを確認 保され使用できることを確認し、現場火災状況を災害対策本部長へ報告する。 ・化学消防自動車単独による泡消火又は大型化学高所放水車による泡消火の実施判断 は、現場火災状況を基に自衛消防隊の消防隊長が自衛消防隊へ指示 ②自衛消防隊の消防隊長は、現場火災状況を緊急時対策本部へ報告する。 ・周辺の状況(けが人の有無、モニタリング実施結果) 消火の水源 ・化学消防自動車単独による泡消火又は大型化学高所放水車による泡消火の実施判断の 結果 ③緊急時対策本部は、緊急時対策要員に大型化学高所放水車、大容量送水車(原子炉建屋 東二は、初期対応における延焼 放水設備用)による泡消火の開始及び必要により淡水貯水池から防火水槽への送水を指 防止処置の実施判断を自衛消 示する。 防隊の現場指揮者が判断する ため、災害対策本部長 (緊急時 対策本部) からの指示は不要。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

東海第二	備考
③ 自衛消防隊は、水源近傍に水槽付消防ポンプ自動車を設置し、吸管を消火栓(原水タンク)に接続又は防火水槽に投入し、吸水する。	設計方針の相違**3
④ 自衛消防隊は、初期消火(延焼防止)活動場所へ化学消防自動車を設置し、水槽付消 防ポンプ自動車から化学消防自動車へのホース敷設、接続及び準備作業を行う。	設計方針の相違**3
⑤ 自衛消防隊は、化学消防自動車にて延焼防止処置を実施する。	
⑥ 自衛消防隊は、適宜、<mark>泡消火薬剤容器(消防車用)を運搬して</mark>泡消火薬剤の補給を実施するとともに延焼防止処置の実施状況を災害対策本部長へ報告する。(添付資料 1.12. 10, 1.12. 13)	設計方針の相違**3
	設計方針の相違**3
(c) 操作の成立性	
上記の現場対応は、自衛消防隊9名で実施する。 作業は、現場指揮者の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから化学 消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処置	設計方針の相違**3
開始まで 20 分以内と想定する。	
	③ 自衞消防隊は、水源近傍に水槽付消防ボンブ自動車を設置し、吸管を消火栓(原水タンク)に接続又は防火水槽に投入し、吸水する。 ④ 自衞消防隊は、初期消火(延焼防止)活動場所へ化学消防自動車を設置し、水槽付消防ボンブ自動車から化学消防自動車へのホース敷設、接続及び準備作業を行う。 ⑤ 自衞消防隊は、他学消防自動車にて延焼防止処置を実施する。 ⑥ 自衞消防隊は、適宜、泡消火薬剤容器(消防車用)を運搬して泡消火薬剤の補給を実施するとともに延焼防止処置の実施状況を災害対策本部長へ報告する。 (添付資料 1. 12. 10, 1. 12. 13) (c) 操作の成立性 上記の現場対応は、自衞消防隊 9 名で実施する。 作業は、現場指揮者の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから化学消防自動車、水槽付消防ボンブ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処置

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

(7緊急時対策要員は、泡原液搬送車の弁操作を行い、泡消火を開始する。

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

告までを手順として整備した。

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 なお、大型化学高所放水車のテーブルは 360° 旋回することが可能なため、火災現場の状 況に応じて、最も効果的な方角から泡消火を実施する。 円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。 円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し、防護具、可搬型照明、 通信設備等を整備する。 (2) 航空機燃料火災への泡消火 (2) 航空機燃料火災への対応 a. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用), 放水砲, 冷原液搬送車及び泃原液混合装置による航 a. 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用), 放水碗, 泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ | 設計方針の相違*4 空機燃料火災への泡消火 用)による航空機燃料火災への泡消火 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は、大容量送水車 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において、海水を (原子炉建屋放水設備用),放水砲,<mark>泡原液搬送車及び</mark>泡原液混合装置により,海水を水源と 水源として可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡混合器及び<u>泡消火薬剤容器 (大</u> 設計方針の相違**4 した航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。 型ポンプ用) による航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合 航空機燃料火災が発生した場合。 (b) 操作手順 (b) 操作手順 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲,泡原液搬送車及び泡原液混合装置によ 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡混合器及び泡消火薬剤容器 (大型ポン | 設計方針の相違※4 プ用)による泡消火手順の概要は以下のとおり。航空機燃料火災への泡消火の概要図を第 る泡消火手順の概要は以下のとおり。また、航空機燃料火災への対応の概要図を第1.12.9 図 に、タイムチャートを第1.12.10 図に、水利の配置及び大容量送水車(原子炉建屋放水設備 1.12-12 図に、タイムチャートを第 1.12-10 図に、水利の配置及び可搬型代替注水大型ポ 用)及び放水砲による泡消火に関するホース敷設ルートを第1.12.11 図に示す。 ンプ (放水用), 放水砲, 泡混合器及び泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) による泡消火に関 するホース敷設ルートの例を第 1.12-13 図に示す。 ①緊急時対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員へ大容量送水車(原 ① 災害対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ可搬型代替 子炉建屋放水設備用),放水砲,泡原液搬送車及び泡原液混合装置の設置開始を指示す 注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)に □設計方針の相違*4 る。 よる泡消火の開始を指示する。 ②緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)を取水箇所周辺に設置する。 ② 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) を海水取水箇所 (SA 記載方針の相違**7 用海水ピット) 周辺に設置する。 ③緊急時対策要員は、ホースを取水ポンプに接続後、取水ポンプを取水筒所へ設置し、大 ③ 重大事故等対応要員は、ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを海水取水筒所へ 容量送水車(原子炉建屋放水設備用)吸込口にホースを接続する。 設置し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の吸込口にホースを接続する。 ④緊急時対策要員は、放水砲を設置し、ホースの運搬、大容量送水車(原子炉建屋放水設 ④ 重大事故等対応要員は、放水砲、泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)を設 | 設計方針の相違**4 備用)、 泡原液搬送車、 泡原液混合装置から放水砲までホースを敷設し、放水砲にホー 置し、ホースの運搬、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)から泡混合器、泡消火薬剤 容器 (大型ポンプ用) 及び放水砲までのホース敷設を行い、放水砲にホースを接続する。 スを接続する。 ⑤緊急時対策要員は、放水砲にホースを接続後、放水砲噴射ノズルを火災発生箇所に向け ⑤ 重大事故等対応要員は、放水砲にホースを接続後、放水砲の噴射ノズルを火災発生簡 て調整する。 所に向けて調整する。 (⑥緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)送水ポンプを起動し、放水 (6) 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を起動し、ホースの水 設計方針の相違^{※4} 砲による消火を開始する。 張り及び空気抜きを行った後に泡混合器を起動し、放水砲による泡消火を開始し、災害│東二は、災害対策本部長への報

対策本部長に報告する。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日)

(8)緊急時対策要員は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)の運転状態を継続監視し、 定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油(燃料を給油しない場合、大容量 送水車(原子炉建屋放水設備用)は約2時間の運転が可能)を実施する。

(c) 操作の成立性

大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),放水砲,冷原液搬送車及び冷原液混合装置によ る泡消火は、準備段階では現場にて8名で実施する。手順着手から約130分(7号炉の場 合,6 号炉の場合は約160分)で準備を完了することとしている。(ホース敷設距離が長く なる 5 号炉北側からのルートでホースを敷設した場合は、約 190 分で対応することとして いる。)

放水段階では緊急時対策要員 5 名にて実施する。1%濃縮用泡消火剤を 4,000L 配備し、 放水開始から約25分の泡消火が可能である。

泡消火剤は、放水流量(15,000L/min)の1%濃度で自動注入となる。

円滑に作業できるように移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備を整備する。ホ 一ス等の取付けについては、速やかに作業ができるように大容量送水車(原子炉建屋放水設 備用)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。

b. 重大事故等時の対応手段の選択

航空機燃料火災への対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備完了 したものから泡消火を開始する。

化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤備蓄車又は大型化学高所放水車 は、大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)、泡原液搬送車、泡原液混合装置及び放水砲によ る泡消火を開始するまでのアクセスルートを確保するための泡消火,要員の安全確保のための 泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。

大容量送水車(原子炉建屋放水設備用), 泡原液搬送車, 泡原液混合装置及び放水砲による 泡消火は、航空機燃料火災を約900m3/h の流量で消火する。

初期対応において、アクセスルートを確保するための泡消火、要員の安全確保のための泡消 火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための消火活動については、大型化学高所放水車

(7) 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の運転状態を継続監視 し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油(燃料を給油しない場合、可

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は、準備段階では重大事故等対応要員8名にて実施する。

東海第二

搬型代替注水大型ポンプ (放水用) は約3.5時間の運転が可能) を実施する。

作業は、災害対策本部長の指示に従い対応することとしており、作業開始を判断してから 記載方針の相違**8 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲、泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ 用)による泡消火開始まで210分以内(ホース敷設距離が最長となるルートでホースを敷設 した場合)と想定する。

泡消火段階では、重大事故等対応要員5名にて実施する。

1%濃縮用泡消火薬剤を 5m³配備し、泡消火開始から約 20 分の泡消火が可能である。 泡消火薬剤は、放水流量(1,338m³/h)に対して1%濃度で自動注入となる。

円滑に作業できるようにアクセスルート及び作業エリアを確保し、防護具、可搬型照明、 通信設備等を整備する。ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬型代 替注水大型ポンプ (放水用) の保管場所に使用工具及びホースを配備する。

(添付資料 1. 12. 11, 1. 12. 12, 1. 12. 13)

(3) 重大事故等発生時の対応手段の選択

航空機燃料火災への対応は、初期対応における延焼防止処置は自衛消防隊員、航空機燃料火災 への泡消火は重大事故等対応要員と、異なる要員が対応することから、準備完了したものから泡 消火を開始する。

化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処 | 設計方針の相違**3 置は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲、泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポン プ用)による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確保するための泡消火、要員の安全確保 のための泡消火、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用) による泡消火は、航空機燃料火災を約 1,338m³/h の流量で消火する。

化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処 東二は、自主対策設備が重大事 置は、作業開始を判断してから約20分で開始できると想定しており、可搬型代替注水大型ポン プ (放水用), 放水砲, 泡混合器及び泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) <mark>に</mark>よる泡消火を開始する ない説明を記載。 までのアクセスルートを確保するための泡消火を最初に実施することにより、お互いの作業が干 渉することはない。

設備性能 (燃料タンク容量) の

備考

設備性能の相違。東二は、放水 流量約1.338m3/hに対し、柏 崎は、約900m³/h。

記載方針の相違※3

設計方針の相違※4

設計方針の相違※4

故等対処設備に悪影響を与え

柏崎は、設計方針の相違※3によ り使用する自主対策設備の優

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現, 設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点 ・木文十号に記載する箇所

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 より重両の移動が容易で、機動性が高い化学消防自動車を優先する。 先順位を記載。 建屋等高所への消火活動を行える場合、大型化学高所放水車による泡消火を行う。 使用する水源について、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は大型化学高所放水車 使用する水源について、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車は、消火栓(原水タンク) 設計方針の相違**3 は、防火水槽、消火栓(淡水タンク)のうち、準備時間が短く、大容量である防火水槽を優先 又は防火水槽のうち、準備時間が短い消火栓(原水タンク)を優先する。 設計方針の相違※9 する。防火水槽、消火栓(淡水タンク)が使用できなければ海水を使用する。 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用),泡原液搬送車,泡原液混合装置及び放水砲による 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡混合器及び泡消火薬剤容器(大型ポンプ用) 設計方針の相違※4 泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。 による泡消火の水源は、大流量の放水であるため海水を使用する。 1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順 1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順 原子炉建屋からの水素の排出に関する手順は、「2.0 大規模損壊 別冊 I | にて整備する。 原子炉建屋トップベントに関する手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する 東二は、原子炉建屋からの水素 ための手順等」にて整備する。 の排出には, ブローアウトパネ ルを開放する運用としている。 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は,「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却 等のための手順等」にて整備する。 **却等のための手順等」にて整備する。** 大容量送水車等の車両への燃料補給に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)等の車両への燃料補給に関する手順は,「1.14 電源の確 保に関する手順等」にて整備する。 備する。 操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて 東二は、関連する手順をすべて 記載。 原子炉建屋周辺の線量を確認する手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

1	柏崎刈羽原子力発電所	6/7	号機 設置変更許可申請書 耳	耳補正	(平成 29 年 8 月 15 日)					東海第二			備考
第 1.12.1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順						第 1. 12 <mark>-</mark> 1							
対応手段,対応設備,手順書一覧													
	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備		手順書	分类	機能喪失を想定する 設計基準対処設備	対応手段		対応設備		整備する 手順書** <mark>1</mark>	東二は、対応設備を主要設備、
使用済燃料プ炉心の著しい場	0	大気への放射性物質の	大容量送水車(原子炉建屋放水設備 用) ホース 放水砲 燃料補給設備 ※1	重大事故等対処設備	大		双司 盔 中外 处 似 哪	大気への放射	主要設備	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 放水砲	重大事故等	十 /甲音	関連設備に分けて整理している。 東二は、1つの手段につき1つの表で示している。 (以下, 1.12-1表において同
燃料プール内燃料体等の著しい者しい損傷及び原子炉格納容器	-	質の拡散抑制	ガンマカメラ サーモカメラ 放射性物質吸着材	自主対策設備	多様なハザード対応手順	使用烷	ī	性物質の拡散抑制	関連設備	ホース SA用海水ビット取水塔 海水引込 <mark>み</mark> 管 SA用海水ビット 燃料 <mark>給油</mark> 設備* ²		重大事故等対策要領 「大気への放射性物質の拡 散抑制」	様)
19等の著しい損傷炉格納容器の破損	海洋への放射性物質の拡散抑制	洋へ	が、利止が良な者や 汚濁防止膜 小型船舶(汚濁防止膜設置用)	重大事故等対処設備	「放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制」 「汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制」	用済燃料プール内の燃料体等の著しい。		大気への放射性物質の拡	主要設備	ガンマカメラ サーモカメラ	自主対策設備		
原子炉建屋周辺におけ		航空機燃料火災への泡消	大容量送水車(原子炉建屋放水設備 用) ホース 放水砲 泡原液搬送車 泡原液搬送車 泡原液混合装置 燃料補給設備 ※1	重大事故等対処設備	多様なハザード対応手順 「初期対応における延焼防止処 置」 「航空機燃料火災への泡消火」	い損傷器の破損	50) 7 (7 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (の拡散抑制・海洋への放射性物質 海	主要設備	汚濁防止膜	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領 「海洋への放射性物質の拡 散抑制」	
原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災	_	火 延焼防止処置	化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤備蓄車 大型化学高所放水車	自主対策設備		※ 2	成と概要について」	<mark>抑制②</mark> ほに に で 確 に で 確 保	を備っ :に見	関する手順等」にて整理する。	自主対策設備事故	等対応に係る手順書の構	
※ 1:手		 する手順	等」にで整理する。										

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現。 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 第1.12-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (2/2)機能喪失を想定する 対応 整備する 分類 対応設備 設計基準対処設備 手段 手順書※1 化学消防自動車 初期対応における延焼防止処置① 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器(消防車用) 消火栓 (原水タンク) 燃料給油設備※2 防火管理要領 建屋 周辺におけ 化学消防自動車 初期対応にお 主要設備 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器(消防車用) 防火水槽 自 る航空機衝突によ ける延焼防止処置② 設備 燃料給油設備^{※2} る航空機燃料 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 放水砲 航空機燃料-泡混合器 泡消火薬剤容器(大型ポンプ用) 重大事故等対策要領 「航空機燃料火災への泡消 への泡消火 SA用海水ピット取水塔 海水引込み管 SA用海水ピット 燃料給油設備^{※2} ※1 整備する手順の概要は「1.0 重大事故等対策における共通事項 重大事故等対応に係る手順書の構 成と概要について」にて整備する。 ※2 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。 ■ 自主的に整備する対応手段を示す。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現。 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 第1.12-2表 重大事故等対処に係る監視計器 第1.12.2 表 重大事故等対処に係る監視計器 監視計器一覧 (1/3) 監視計器一覧 (1/3) 重大事故等の対応に 手順書 監視パラメータ (計器) 重大事故等の対応に 東二は、監視計器について、重 必要となる監視項目 対応手順 監視パラメータ (計器) 必要となる監視項目 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時の手順等 大事故等対処設備としての要 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 求(耐性等)を満たして設計さ a. 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 「大容量送水車(原子炉建屋放水 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (D/W) れているもの、そうでないもの 設備用)及び放水砲による大気へ 原子炉格納容器内の放射 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (S/C) の放射性物質の拡散抑制」 線量率 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (D/W) 原子炉格納容器内の放 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) *1 との区別を注記している(詳細 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (S/C) 射線量率 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) *1 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器温度 は、1.15 (事故時の計装に関す 原子炉水位(広帯域) る手順等)にて整理する)。 原子炉圧力容器内の水位 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器温度※1 原子炉水位(SA) (以下、第1.12-2表において 高圧代替注水系系統流量 原子炉水位 (広帯域) ※1 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) 同様) 原子炉水位 (燃料域) ※1 原子炉圧力容器内の水 復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) 原子炉水位 (SA広帯域) *1 原子炉隔離時冷却系系統流量 原子炉水位 (SA燃料域) *1 原子炉圧力容器への注水 制御棒駆動系系統流量 残留熱除去系(a) 系統流量 量 高圧代替注水系系統流量※1 残留熱除去系(b) 系統流量 低圧代替注水系原子炉注水流量**1 残留熱除去系(c) 系統流量 代替循環冷却系原子炉注水流量**1 原子炉圧力容器への注 高圧炉心注水系(b) 系統流量 原子恒陽離時冷却系系統流量※ 水量 高圧炉心注水系(c) 系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量※ 燃料プール水位低 警報 残留熱除去系系統流量※1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 低圧炉心スプレイ系系統流量※1 使用洛燃料プールの監視 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料プール水位・温度(SA広域)※1 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 使用済燃料プール温度 (SA) *1 使用済燃料プールの監 高圧代替注水系系統流量 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レン 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) a. 可搬型代替注水大型ポン 復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) 使用済燃料プール監視カメラ※1 プ(放水用)及び放水砲 原子炉隔離時冷却系系統流量 による大気への放射性 制御棒駆動系系統流量 原子炉圧力容器への注水 原子炉格納容器への注 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量※1 物質の拡散抑制 残留熱除去系(a) 系統流量 低圧代替注水系格納容器下部注水流量※1 残留熱除去系(b) 系統流量 残留熱除去系(c) 系統流量 ドライウェル圧力※1 原子炉格納容器内の圧 高圧炉心注水系(b) 系統流量 サプレッション・チェンバ圧力※1 高圧炉心注水系(c) 系統流量 格納容器内圧力(D/W) 原子炉格納容器内の圧力 格納容器内圧力(S/C) ドライウェル雰囲気温度※1 原子炉格納容器内の温 原子炉建屋内の水素濃度 原子炉建屋水素濃度 サプレッション・チェンバ雰囲気温度*1 サプレッション・プール水温度※1 燃料プール水位低 警報 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料プールの監視 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 原子炉建屋内の水素濃 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 原子炉建屋水素濃度※1 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 屋外の放射線量 モニタリング・ポスト 使用済燃料プール水位・温度(SA広域) *1 使用済燃料プール温度 (SA) *1 使用済燃料プールの監 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レン 使用済燃料プール監視カメラ※1 原子炉建屋周辺の放射 モニタリング・ポスト 可搬型モニタリング・ポスト 線量率 ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 監視計器一覧 (2/3) 監視計器一覧 (2/3) 重大事故等の対応に 壬順書 監視パラメータ (計器) 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 対応手順 監視パラメータ (計器) 必要となる監視項目 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 a. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 名様かハザード対応毛順 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (D/W) 「放射性物質吸着材による海洋 原子炉格納容器内の放射 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (S/C) 原子炉格納容器内の放 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) ** への放射性物質の拡散抑制」 線量率 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) *1 柏崎は、本手順の記載なし。 射線量率 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (S/C) 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器温度 原子炉水位(広帯域) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器温度※1 原子炉圧力容器内の水位 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA) 原子炉水位(広帯域)※1 高圧代替注水系系統流量 原子炉水位(燃料域)※1 原子炉圧力容器内の水 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) 原子炉水位(SA広帯域)*1 復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) 原子炉水位 (SA燃料域) *1 原子炉隔雕時冷却系系統流量 b. ガンマカメラ又はサーモ 原子炉圧力容器への注水 制御棒駆動系系統流量 カメラによる大気への 高圧代替注水系系統流量※1 量 残留熱除去系(a) 系統流量 放射性物質の拡散抑制 低圧代替注水系原子炉注水流量**1 残留熱除去系(b) 系統流量 効果の確認 代替循環冷却系原子炉注水流量※ 残留熱除去系(c) 系統流量 原子炉圧力容器への注 原子<mark>炉</mark>隔離時冷却系系統流量^{※1} 高圧炉心注水系(b) 系統流量 水量 高圧炉心スプレイ系系統流量※1 高圧炉心注水系(c) 系統流量 残留熱除去系系統流量※1 燃料プール水位低 警報 低圧炉心スプレイ系系統流量*1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料プールの監視 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) *1 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料プール温度 (SA) *1 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料プールの監 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レン 使用済燃料プール監視カメラ※1 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷時の手順等 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 b. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制 多様なハザード対応手順 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (D/W) 原子炉格納容器内の放 格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) *1 原子炉格納容器内の放射 「汚濁防止膜による海洋への放 格納容器内雰囲気放射線レベル(a) (S/C) 射線量率 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) **1 射性物質の拡散抑制」 線量率 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (D/W) 格納容器内雰囲気放射線レベル(b) (S/C) 原子炉圧力容器温度 原子炉圧力容器温度※1 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器温度 原子炉水位(広帯域) 原子炉圧力容器内の水位 原子恒水位(燃料域) 原子炉水位(広帯域) *1 原子炉水位(燃料域)※1 原子炉水位(SA) 原子炉圧力容器内の水 原子炉水位 (SA広帯域) *1 高圧代替注水系系統流量 原子炉水位(SA燃料域)※1 復水補給水系流量(RHR A 系代替注水流量) 復水補給水系流量(RHR B 系代替注水流量) a. 汚濁防止膜による海洋へ 高圧代替注水系系統流量※1 原子炉隔離時冷却系系統流量 の放射性物質の拡散抑 低圧代替注水系原子炉注水流量*1 原子炉圧力容器への注水 制御棒駆動系系統流量 代替循環冷却系原子炉注水流量**1 残留熱除去系(a) 系統流量 原子炉圧力容器への注 原子<mark>炉</mark>隔離時冷却系系統流量** 残留熱除去系(b) 系統流量 水量 高圧炉心スプレイ系系統流量※ 残留熱除去系(c) 系統流量 残留熱除去系系統流量※1 高圧炉心注水系(b) 系統流量 低圧炉心スプレイ系系統流量※1 高圧炉心注水系(c) 系統流量 燃料プール水位低 警報 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) *1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA 広域) 使用済燃料プールの監視 使用済燃料プール温度(SA) *1 使用済燃料プールの監 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レン 使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ※1 ※1 重大事故等対処設備としての要求事項を満たした重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7	申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)	東海第二					備考	
監視計器一覧 (3/3)			監視計器一覧(3/3)					
手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	対応手順		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)		
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機 (1) 初動対応における延焼防止処置 a. 化学消防自動車単独又は大型化学		· の手順	1.12.2.1 炉心の著しい損傷 (2) 海洋への放射性物質の			・ 使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等		
多様なハザード対応手順 「初期対応における延焼防止処置」 判 断 基準		-			原子炉格納容器内の放 射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) *1 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C) *1		柏崎は、比較表ページ32に記載。
145					原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器温度 [※] 1		
操作		-		手順着手	原子炉圧力容器内の水 位	原子炉水位 (広帯域) *** 原子炉水位 (燃料域) *** 原子炉水位 (SA広帯域) *** 原子炉水位 (SA燃料域) ***		
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機 (2) 航空機燃料火災への泡消火 a.大容量送水車(原子炉建屋放水設 多様なハザード対応手順 「航空機燃料火災への泡消火」 斯 基 準	設備用), 放水砲, 泡原液搬送車及び泡原液混合装置による航空機燃料火災への泡消火 「「「		b. 放射性物質吸着材による 海洋への放射性物質の 拡散抑制	手の判断基準	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量*1 低圧代替注水系原子炉注水流量*1 代替循環冷却系原子炉注水流量*1 原子 <mark>炉</mark> 隔離時冷却系系統流量*1 高圧炉心スプレイ系系統流量*1 残留熱除去系系統流量*1		
操作		-			使用済燃料プールの監 視	使用済燃料プール水位・温度(SA広域)* <mark>1</mark> 使用済燃料プール温度(SA)* <mark>1</mark> 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レン ジ)* <mark>1</mark> 使用済燃料プール監視カメラ* <mark>1</mark>		
			1.12.2.2 原子炉建屋周辺に (1) 初期対応における延続			料火災時の手順		
			a. 化学消防自動車,水槽付 消防ポンプ自動車及び 泡消火薬剤容器(消防車 用)による延焼防止処置	手順着手の判断基準	-	-		
		1.12.2.2 原子炉建屋周辺に (2) 航空機燃料火災への						
			a. 可搬型代替注水大型ボン ブ (放水用), 放水砲, 泡混合器及び泡消火薬 剤容器 (大型ボンブ用) による航空機燃料火災 への泡消火	手順着手の判断基準	_	-		
			※1 重大事故等対処設備として	ての要求	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ペラメータ及び重要代替監視パラメータを示す。		

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

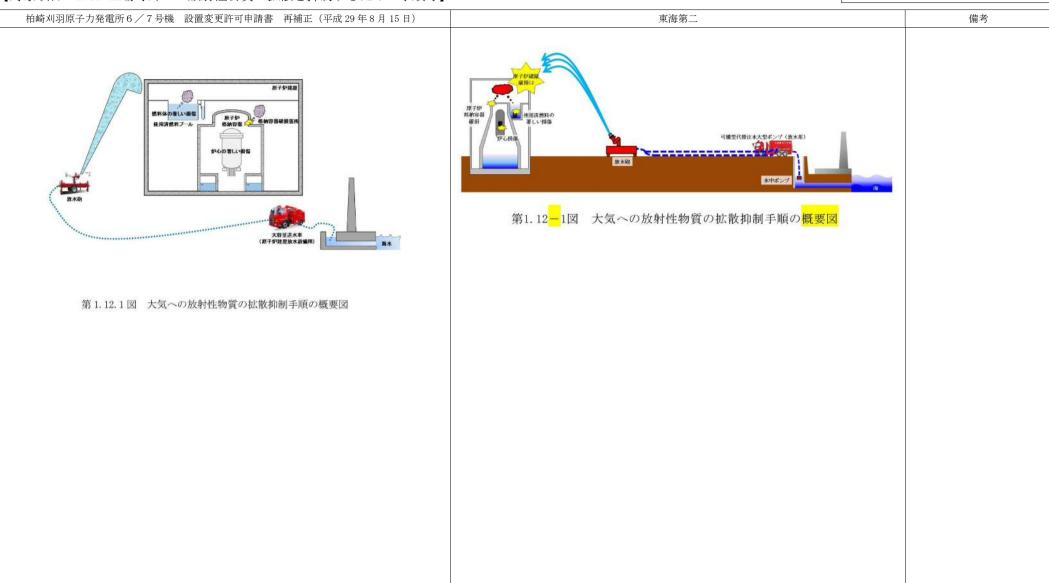
黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所 柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 第1.12-3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備 対象条文 供給対象設備 給電母線 [1. 12] 工場等外への放射性物質の拡散を抑制す 常設代替交流電源設備 るための手順等 中央制御室監視計器類 直流 125V 蓄電池 2 A 直流 125V 蓄電池 2 B 柏崎は, 当該表無し。 緊急用直流 125V 蓄電池 常設代替交流電源設備 使用済燃料プール監視計器類 緊急用直流 125V 蓄電池 常設代替交流電源設備 屋外放射線監視計器類 バイタルCVCF

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所



【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備、運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載簡所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現、設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 経過時間(分) 備金 備考 100 120 140 **平期着平利数・指示** 放射性物質吸着材による海洋への放射 大気への放射性物質の拡散抑制 可騰型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水磁 性物質の拡張物類 (10 葉花) 開始 手腕の項目 要員(数) 130% ことの大気への放射性物質の拡散抑制開発 ガンマカメラ又はサーモカメラによる大気 への放射性物質の拡散抑制効果の確認開始 移動 (5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から差浜側高台保管場所までの移動) 東二は,「大気への放射性物質 ※大湊側高台保管場所への移動は、20分と 高台保管場所から現場への車両運搬 汚湊防止腋による海洋への放射性物質の 拡散抑制 (12 箇所, 2 重) 開始 ホース敷設 決選は正確による資係への分解性物質の対象 の拡散抑制」手順と、「海洋へ 抑制 (優先設置 4 箇所, 2 重) 開始 (大容量送水車~散水砲へのホース敷設) 350m以内(南ルート~7号炉) ホース敷設25分 の放射性物質の拡散抑制」手順 取水ポンプ設置 大容量送水率(原 スプレイ開始130分 出動準備(際側保管場所への移動を含む 子师建築放水設備 建数 (5号を原子を確保内壁急能対策所から兼当機高会保管選承までの政制) 管場所への移 動。使用する設 備の準備 用)及び放水砲によ 緊急時対策要員 のタイムチャートを1つで表現 700m以内(南ルート~6号炉) 大容量送水準備付随作業 ホース敷設50分 物質の拡散細線 育機材積み込み、高台保管場所から環場への車両運搬。 し、それぞれ作業時間の相関が スプレイ開始 160分 移動(南側保管場所→SA用海水と 放水砲の配置、エルボ・ブリッジ運搬配置他 水張り 1,050m以内(北ルート~6号及び7号炉) 分かるようにしている。 ホース敷設75分 スプレイ開始190分 (要員8名のうち5名で拡散抑制実施) 移動(南側保管場所→放水商設置位置) 可嫌型代替注水大 型ポンプ (放水 用)及び放水級に よる大気への放射 性物質の拡散抑制 族水磁設置. 2 当該作業終了 後, 汚濁防止膜 設置作業に合義 重大事故等 対応要員 第1.12.2 図 大気への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート ※3 ホース敷設距離 により作業時間 が異なる。 【廃棄物処理速度南 「原条行の選手原所 側を経由するルートでホース敷設が 200m以内】 ・ボース敷設: 10分 放水開始: 145分 【敷地府側を経由す ス敷設:70分 ンテナ精替え ラ敦隆(866) 「ンマカメラ又はも 重大事故领 大気への放射性物質の拡散抑制効果確認(※5 気への放射性物質の 拡散機制効果の確認 当該作業終了 後,放水作業! 湖防止峽設置作 出動準備(削削保管場所への移動を) 存動 (空6) 5 放水作業を実施 している4名の要 員の内, 2名が対 応する。 ·週防止棟 2 重於置 (耐水排水路集水梯 浮き上がり部への足器台設置 南側保管場所か ら設置箇所、設 置箇所から次の 設置箇所への移

第1.12-2図 発電所外への放射性物質の拡散抑制タイムチャート

放射性物質販差卻設置(图水排水監集水構-1~10.10 筐所

移動(SA用海水ビ

(2010年度金融(人力・6分)

▼汚獨防止膜2 重設置(放水路-A~C)

移動(放水砲設備位置→タービン建屋車側)

而水排水監集水 構-1~7.9≠ の設置。

重大事故等

行湯防止膜による液 手への放射性物質の 拡散抑制 - 並大事故等 対応要員

经保险的资料的企业

る海洋への放射を 物質の拡散抑制

40

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 8 月	5日) 東海第二	備考
第1.12.3 区 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散的順	第1.12-3 図 可樂型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気へ の放射性物質の拡散抑制ホース敷設ルート及び放水砲の設置位 置図(例)	

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】 柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日)

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

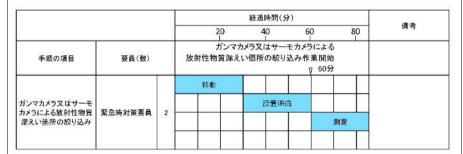
備考

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

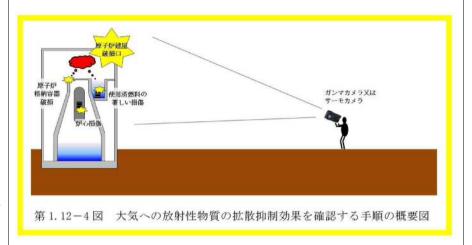
: 本文十号に記載する箇所

原子炉建屋 燃料体の著しい損傷 原子炉 格納容器破損箇所 使用済燃料ブール ガンマカメラ 又は サーモカメラ 炉心の著しい損傷

第1.12.4 図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所の絞り込み手順の概略 义



第1.12.5 図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所の絞り込み手順 タイム チャート



東海第二

東二は、比較表ページ36に記

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点 : 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 柏崎は、比較表ページ42に記 第1.12-5図 汚濁防止膜の設置位置図

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 東二は, 汚濁防止膜の設置手順 が複雑なので、補足説明用の概 要図を作成した。 汚濁防止膜のカーテン部を固縛していたローブ を外し、カーテンを開放する。((①*) П VI 汚濁防止膜を設置する箇所のグレーチングを外 汚濁防止膜のフロート部とグレーチングを固縛 していたロープを外し、フロート両端部のロー プで保持する。(⑤*) し、脇に汚濁防止膜を置く。(②*) VII Ш 汚濁防止膜のフロート両端部に取り付けたロープを徐々に繰り出し、カーテン部のおもりを発 底させ、汚濁防止膜を設置する。(⑤*) 汚濁防止膜のフロート部とグレーチング、フロ 一ト両端部と固定金具をロープで固縛する。 VⅢ 以降、同様の手順にて 2 重目の汚濁防止膜を設置する。(⑥*) IV ※ 括弧内の丸数字は、本文記載の操作手順における 番号を示す。 汚濁防止膜を転がして、雨水排水路集水桝等内 に吊り下げる。(③*) 第1.12-6回 汚濁防止膜設置手順の概要図

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 第1.12.6 図 放射性物質吸着材の設置位置図 第1.12-7図 放射性物質吸着材の設置位置図 経過時間(分) 120 140 160 180 100 40 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制 手順の項目 要員(数) 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制 (優先設置2箇所)約100分 移動 東二は、比較表ページ36に記 吸着材质: 淡大湊倒高 放射性物質吸着材による 海洋への放射性物質の拡 数抑制 緊急時対策要員 台保管場所 ○神を場げ への移動は、─ 20分と想定する。 (6万日本株水営集水料) (5号时水类水路第八条) 7号雨水排水路集水料) 第1.12.7図 海洋への放射性物質の拡散抑制(放射性物質吸着材) タイムチャート

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現,設備名の相違(設備名の相違: 差異なし)

黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 東二は、比較表ページ39に記 第1.12.8図 汚濁防止膜の設置位置図 経過時間(時間) 经通時間(分) 20 40 60 80 100 120 140 160 180 200 12 14 16 18 20 22 24 北北水口への沙湖弥正映(1重日)設置 駅水口(3塩新)への汚滅防正膜(1重日)設置 手順の項目 要員(数) 初る・連環 東二は、比較表ページ36に記 汚濁防止膜による海洋 への放射性物質の拡散 緊急時対策委員 台保管場所 への移動は、 20分と標定す 第1.12.9 図 海洋への放射性物質の拡散抑制 (汚濁防止膜) タイムチャート

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

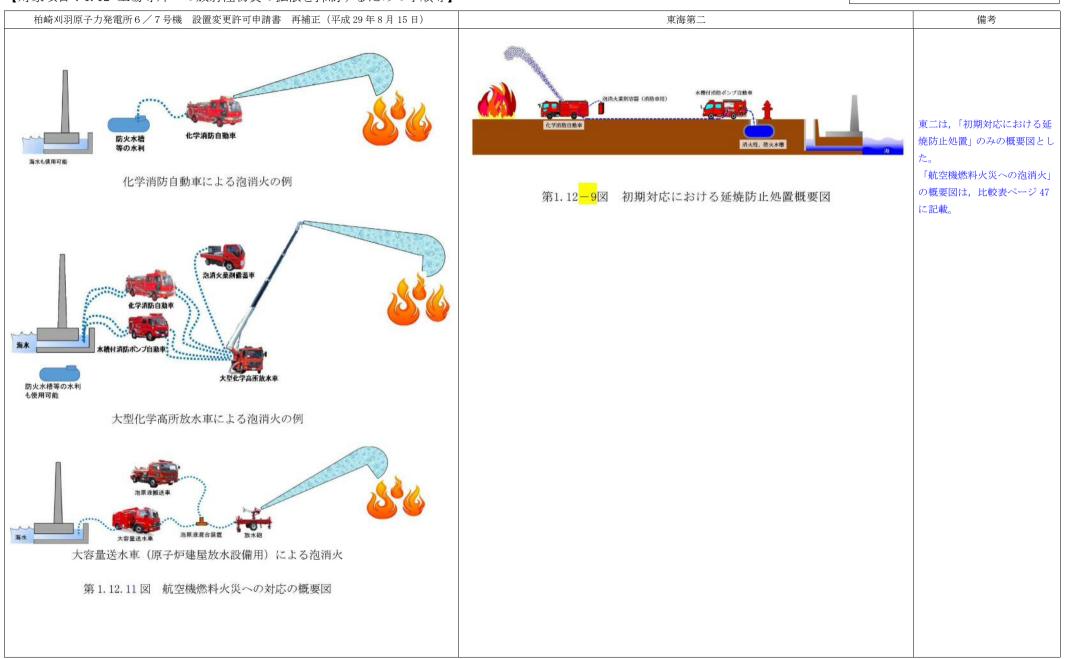
柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 大容量送水車(原子炉建屋放水設備用), 放水砲による大気への放射性物質 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放 の拡散抑制を行うと判断した場合 射性物質の拡散抑制を行うと判断した場合 ①放射性物質吸着材設置作業 (緊急時対策要員:4名) (操作概要) ・雨水排水路集水桝2箇所(6号炉,7号炉)への放射性物 ①汚濁防止膜設置作業 質吸着材の設置 (重大事故等対応要員 5名) 放水砲による放水開始前までに必要な手順 【操作概要】 ・雨水排水路集水桝-8への汚濁防止膜(2重)の設置 ②放射性物質吸着材設置作業 (緊急時対策要員:4名) (操作概要) ③汚濁防止膜設置作業 ·雨水排水路集水桝 1 箇所 (5 号炉), (緊急時対策要員:6名) フラップゲート入口3箇所への放射 ②汚濁防止膜設置作業 性物質吸着材の設置 (操作概要) (重大事故等対応要員 7名) ・ 北放水口への汚濁防止膜の設置(1重目) 【操作概要】 ・放水路-A~Cへの汚濁防止膜(2 重)の設置 ①污濁防止膜設置作業 (緊急時対策要員及び参集要員:13名) 放水砲による放水開始までに実施する手順 (操作概要) ・取水口(3筒所)への汚濁防止膜の設置(1重目) ③汚濁防止膜設置作業 (重大事故等対応要員 9名) ⑤污濁防止膜設置作業 【操作概要】 (緊急時対策要員及び参集要員:13名) ・雨水排水路集水桝-1~7、9への汚濁防止膜(2重)の設置 (操作概要) ・北放水口、取水口(3箇所)(合計4箇所)への汚濁防止 膜の設置(2 重目) ②、③の作業は、異なる要員で対応できる場合は、並行して実施することが可能。 4.放射性物質吸着材設置作業 (重大事故等対応要員 9名) 第1.12.10 図 海洋への放射性物質の拡散抑制手順の流れ 【操作概要】 ・雨水排水路集水桝-1~10~の放射性物質吸着材の設置 第1.12-8 図 海洋への放射性物質の拡散抑制手順の流れ

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い)

青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

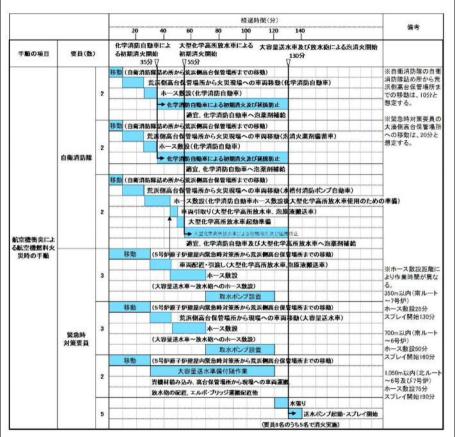
緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点



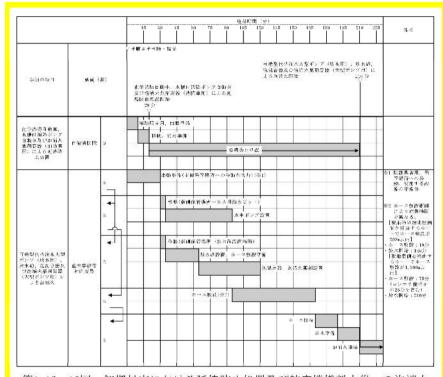
【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違) 緑色: 記載表現, 設備名の相違(設備名の相違: 差異なし) 黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所



第1.12.12 図 航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 タイムチャート



第1.12-10図 初期対応における延焼防止処置及び航空機燃料火災への泡消火 タイムチャート

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色:設備,運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色:記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし) 黄色塗りつぶし:9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所6/7号機 設置変更許可申請書 再補正(平成29年8月15日) 東海第二 備考 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。 東二は,「初期対応における延 焼防止処置」にて使用する水利 の配置図のみの記載とした。 及び放水砲による泡消火 「航空機燃料火災への泡消火 に関するホース敷設ルート図 (例)」は、比較表ページ 47 に 記載。 第1.12-11図 水利の配置図(初期対応における延焼防止処置) 1.12.13 図

【対象項目:1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等】

赤色: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の違い) 青色: 記載箇所と内容の相違(記載方針の相違)

緑色:記載表現,設備名の相違(設備名の相違:差異なし)

黄色塗りつぶし: 9月22日からの変更点

: 本文十号に記載する箇所

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号機 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 8 月 15 日) 東海第二 備考 治消火薬剤容器(大型ポンプ用) 可嫌型代替注水大型ポンプ (放水用) 水中ポンプ 第1.12-12図 航空機燃料火災への泡消火概要図 柏崎は、比較表ページ 44 に記 柏崎は、比較表ページ46に記 第1.12-13 図 航空機燃料火災への泡消火に関するホース敷設ルート図(例)